

森林の土地の所有者届出書

令和 年 月 日

大船渡市長 殿

次のとおり新たに森林の土地の所有者となつたので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

1 所有権の移転に関する事項

所有権移転年月日※1		年 月 日	所有権移転の原因※2	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> その他 ()
届出人である新所有者(譲受人、相続人等)			前所有者(譲渡人、被相続人等)	
全ての届出人が記載	氏名(法人の場合は名称)		前所有者氏名(法人の場合は名称) (法人の場合の代表者名)	
	住所(法人の場合は本店の所在地)※3 〒 -		前所有者住所(法人の場合は本店の所在地) 〒 -	
	連絡先 ※3	電話番号 メールアドレス	※1 売買の場合は土地の引渡しの日、相続の場合は相続開始の日(被相続人の死亡の日)、相続に伴う遺産分割協議の終了の場合はその終了の日を記載	
	国籍等 ※4	<input type="checkbox"/> 日本国籍 <input type="checkbox"/> 日本国籍以外(国名等:) ↳ <input type="checkbox"/> うち、永住者又は特別永住者 ※5		
届出人が法人の場合のみ記載	代表者	代表者の氏名(代表者が法人の場合は法人名)		
	国籍等 ※4	<input type="checkbox"/> 日本国籍 <input type="checkbox"/> 日本国籍以外(国名等:) ↳ <input type="checkbox"/> うち、永住者又は特別永住者 ※5		
	役員 ※6	<input type="checkbox"/> 日本国籍の者が役員等の過半を占める <input type="checkbox"/> 日本国籍以外の同一国の者が役員等の過半を占める(国名等:) <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない ※8		
	議決権 ※7	<input type="checkbox"/> 日本国籍の者が議決権等の過半を保有 <input type="checkbox"/> 日本国籍以外の同一国の者が議決権等の過半を保有(国名等:) <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない ※8		
		※2 所有権移転の原因をレ印で選択。その他の場合は、贈与、会社の合併など具体的に記載		※3 住所(法人の場合は本店の所在地)が国外の場合は、国内の連絡先を別紙で提出
		※4 法人の場合はその設立に当たって準拠した法令を制定した国についてレ印で選択及び記載		※5 日本国籍以外で「永住者又は特別永住者」に該当する場合にレ印で選択(個人に限る)
		※6 持分会社の場合は業務を執行する社員について記載。それが法人である場合は※4と同様		※7 議決権保有者が法人である場合は※4と同様
		※8 役員又は議決権について、過半を占める国がない場合にレ印で選択		

2 土地に関する事項

番	土地の所在場所 ※1		面積(ha) ※2	持分割合 ※3
	市町村名、大字、字 等	地番		
1				
2				
3				
4				
5				
合計				

※1 一筆の土地ごとに記載。全ての筆を記載できない場合は、記載欄の形式に準じて別紙に記載

※2 ヘクタール単位で小数第5位を四捨五入し、小数第4位まで記載

※3 新たに所有者となつた土地について共有している場合、届出人の持分割合を記載

3 その他参考となる事項

森林の土地の用途	<input type="checkbox"/> 森林として所有 <input type="checkbox"/> 林地の開発(具体的には、) <input type="checkbox"/> その他(具体的には、) ※()には、林地の開発やその他所有の目的(例:住宅建築)を記載。
森林の土地の境界	<input type="checkbox"/> 地籍調査済又は測量済 <input type="checkbox"/> 未測量であるが境界は把握 <input type="checkbox"/> 境界未把握、不明等
備考	

注意事項

- 新たに所有者となつた森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 規則第7条第2項に規定する次の書類を添付すること。
 - 当該土地の位置を示す地図
 - 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

土地に関する 事 項	番号	土地の所在場所 市町村、大字、字、地番	面積 (h a)	持分割合
	6			
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
	計			